平成２９年（再イ）第１６号
神奈川県大和市下鶴間２丁目11番29―205号
再生債務者　塩野　貴洋
1　決議に付する再生計画案　平成29年４月24日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月12日まで
平成29年４月28日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第３８号
徳島県鳴門市大津町矢倉字六ノ越１番地１
鳴門フローレンス24102
再生債務者　小田　能史
1　決議に付する再生計画案　平成29年４月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月17日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月24日まで
平成29年４月26日　　徳島地方裁判所民事部

平成２８年（再ロ）第５号
岡山県倉敷市生坂2429番地46
再生債務者　窪津　博行
1　決議に付する再生計画案　平成29年４月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月18日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月18日まで
平成29年４月27日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２８年（再イ）第８号
鹿児島県薩摩川内市上川内町5253番地
再生債務者　辻原　耕治
1　決議に付する再生計画案　平成29年３月31日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月25日まで
平成29年４月27日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２４年（再イ）第２４号
千葉県印西市内野２丁目５番地４棟406号
再生債務者　川村　信宏
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成24年10月16日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成29年４月27日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（再イ）第１９号
名古屋市港区千鳥２丁目７番20号　ユニーブル名港アクティア1502号
再生債務者　平井　浩二
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成26年６月23日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成29年４月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第３１号
三重県桑名市野田５丁目12番地４
再生債務者　林　千恵子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成29年４月27日　津地方裁判所四日市支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第２号
鳥取県米子市旗ヶ崎２丁目４番６号
再生債務者　和多瀬祐輔
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年５月18日まで
4　一般異議申述期間　平成29年６月１日から平成29年６月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（再ロ）第１０００９号
東京都江戸川区船堀７－６－17
再生債務者　西宮　卓史
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年５月23日まで
4　一般異議申述期間　平成29年６月６日から平成29年６月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第１号
静岡県三島市谷田387番地の１　グランポルテ木の宮Ⅱ―101
再生債務者　迫　　欣央
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年４月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年５月10日まで
平成29年４月26日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（再ロ）第７号
神奈川県足柄上郡大井町金子3927番地
再生債務者　関　　信介
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年４月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年５月18日まで
平成29年４月27日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２９年（再ロ）第３号
札幌市北区新川西２条５丁目４番11号
再生債務者　近藤　雄介
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年４月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年５月25日まで
平成29年４月27日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再ロ）第７号
大津市坂本７丁目16番30号
再生債務者　山本　貴之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年４月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年５月25日まで
平成29年４月27日
大津地方裁判所民事部再生係

会計検査院共済組合定款の一部変更について

会計検査院共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。
平成 29 年３月 31 日
会計検査院共済組合代表者
会計検査院長　河戸　光彦

第28条第１項の表中「$\frac{39.44}{1,000}$」を「$\frac{37.66}{1,000}$」に、「$\frac{4.43}{1,000}$」を「$\frac{4.33}{1,000}$」に、「$\frac{78.88}{1,000}$」を「$\frac{75.32}{1,000}$」に、「$\frac{8.86}{1,000}$」を「$\frac{8.66}{1,000}$」に改める。

附　則
1　この変更は、平成29年４月１日から施行する。
2　変更後の第28条第１項の規定は、平成29年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年十月十一日
掲載頁　一一三頁（号外第二二五号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十九年五月十日
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町一丁目三〇番地
（甲）株式会社ロマンライフ
代表取締役　伊藤　幸仁
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町一丁目三〇番地
（乙）有限会社モニーぎふ
代表取締役　伊藤　幸仁